

会議名 第15回豊島区基本構想審議会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	第15回豊島区基本構想審議会	
事務局（担当課）	長期計画担当課	
開催日時	平成16年5月12日（水）18：30～20：30	
開催場所	豊島区議員協議会室	
出席者	委員	金井利之（東京大学助教授）、渋谷秀樹（立教大学教授）、恒吉僚子（東京大学助教授）、四阿知子（一般公募）、伊藤榮洪（教師）、粕谷一稀（評論家）、今村勝行（収入役）、二ノ宮富枝（教育長）、高橋明宏（一般公募）、三井菜摘（一般公募）、小林ひろみ（区議会議員）、木下広（区議会議員）、小林俊史（区議会議員）、本橋弘隆（区議会議員）、中田兵衛（区議会議員）以上出席者15名（敬称略）、欠席者5名
	幹事	政策経営部企画課長、同財政課長、同行政管理課長、同広報課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、商工担当部長、清掃環境部長、保健福祉部長、池袋保険所長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、政策経営部情報管理課長、区民活動推進課長、区有財産活用担当課長、
公開の可否	公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	案件 1．開会 2．議事 （1）会長・部会長調整案について （2）全ての体系に共通する指針「2 新たな区政運営システムの確立」 （3）その他	

1．開会

事務局：

時間を過ぎましたので、只今より第15回豊島区基本構想審議会を開会します。本日、森田会長、宮崎委員、岸井委員から欠席、木下委員、水島委員から途中退席の連絡をいただいている。それでは、渋谷会長代理、

よろしく申し上げます。

2. 議事

- (1) 会長・部会長調整案について
- (2) 全ての体系に共通する指針「2 新たな区政運営システムの確立」
- (3) その他

渋谷会長代理： 本日は、ご多忙中のところ、どうもありがとうございます。本日は、森田会長が大学院の仕事の関係で欠席であるので、私が代わりに進行を務めさせていただく。本日の議事は、机上の議事次第にもあるが、1つ目は「会長・部会長調整案について」、2つ目は「全ての体系に共通する指針」の「2. 新たな区政運営システムの確立」、3つ目が「その他」となっている。本日は、まず前回の第14回審議会で、会長と両部会長に一任いただいた「全ての体系に共通する指針」の「1. 区民等の参画の推進」と、分野別体系の「3. 多様なコミュニティがあるまち」について審議をお願いしたい。こちらについては、本日、審議会案として取りまとめたいと考えているので、協力をお願いしたい。次に、「全ての体系に共通する指針」の「2. 新たな区政運営システムの確立」である。これは初めてこの審議会に提出するものであるが、これについての審議をお願いしたい。それでは調整案について、事務局から説明をいただく。

(1) 会長・部会長調整案について

事務局： <資料 15-1、15-2、参考資料（地域区民広場について）に沿って説明>

渋谷会長代理： 説明にあったように、基本的に前回の審議会で出された意見を踏まえて、まず各項目の位置づけを変更し、それから各項目内の文言の整理・修正を行った。これについて審議をお願いしたい。

Q委員： 質問であるが、前回の案から修正され、「地域活動団体」という表現に統一化されたが、これには具体的にどういうものが含まれているのか。ここには個人が含まれていないのか。この文言をみると、どうしても既成の、例えば町会や育成委員会などの団体をイメージしてしまうが、例えば、趣味のサークルやボランティアグループなどの他、学校開放などでテニスやバスケットを行っているグループなどもこれに含まれるのか。

渋谷会長代理： 事務局、お願いします。

事務局： 「地域活動団体」は、ただいま指摘いただいたように、町会、ボランティアグループ、あるいは民生委員、PTAなどのほか、そういった活動をしている団体を、「地域活動団体」として、この表現の中で読み込むという

ことである。

渋谷会長代理： いかがか。

Q委員： そういう既成の範囲内で考えていると、難しい面があるのではないか。私が見ている限りでは、先ほど挙げられた団体の3つ、4つは大抵重複したメンバーから構成されていることが多いように思われる。ボランティア、NPO、自主的なサークル、場合によっては、その地域に住んでいない人で構成される団体、地縁血縁により構成され、自主的に活動しているサークルなどは含めていくべきなのではないか。それから、先ほども指摘したが、趣味のサークルを「地域活動団体」と呼ぶには少し無理を感じる面があるが、これはこの「地域活動団体」には含まないという考え方でよいのか。

事務局： 地域のコミュニティづくり等に寄与している団体であれば、そういった団体を、例えば趣味のサークルであるから排除するといった考えは持っていない。

Q委員： それでよいと考えている。実は、学校開放の関係で運営協議会をつくっているが、そこには登録団体という制度がある。例えば趣味のサークルを学校で実施する、体育館を使ってバスケットを実施する、場合によっては、子どもたちにバスケットを教えるといった活動を行っている人は、通常は、施設を借りるときに一定の金額を利用料として支払うが、登録団体として活動すると、利用料が半額になるというシステムである。そして、そのかわりに月1回の学校運営協議会の会議に出席し、運営協力をすることになっている。その中で過去に地域によっては、施設の校庭を使ってカレーパーティーを実施したり、落ち葉を掃除して、それを使って焼き芋を実施したりしているという話を聞いている。こういう活動をしている人たちも含めて、地域コミュニティであると考えているので、これらが「地域活動団体」に含まれているかどうかは非常に大事なことである。また、豊島区の場合は、区民集会室などを利用して、演劇の集団が練習していることがある。若い人たちがよく使っているが、彼らの中には、豊島区に地縁も血縁もなく、豊島区に居住していない人もいると思われる。大学が豊島区にあるので来ているだけかもしれないが、こういった団体の人たちが、場合によってはその地域のコミュニティの中でボランティアとして活動してもらえることもあると私は考えている。その辺りまで含んでしまうと概念の幅が広過ぎるかもしれないが、あまり対象を限定しないほうがよいと考えている。事務局の想定している「地域活動団体」の考え方がどういうものなのか明確に教えていただきたい。

事務局： 先ほど申し上げたように、地域のコミュニティづくりに寄与しているの

であれば、あえて排除するという考え方は持っていないので、「地域コミュニティの形成に寄与する団体」と読み取っていただいて構わない。また、先ほど申し上げた「地域区民ひろば」等の運営協議会等については、個人、いわゆる退職した人で、「地域活動団体」に今後入って活動しようという意欲のある人が大変多いので、そういった人たちにも運営協議会づくり、あるいはその運営にかかわっていただきたいということが基本的な考え方である。

渋谷会長代理： 他の委員はこの点に関していかがか。

H委員： 「地域活動団体」というのは、主体や組織などが確立されていない団体は含まれないのか。漠然たるグループは含まれないのか。

事務局： 団体の規約や役員が必要であるといったように、絞り込む考えはない。表現は適正でないかもしれないが、緩やかなサークルといった団体についても今後いろいろな意味で、地域のコミュニティや子どもとの関係が出てくる可能性を持っているので、そういった団体、サークルに所属している人たちにも幅広く参画していただきたいという考え方である。

渋谷会長代理： いかがか。

H委員： それであればよい。PTAなどの既存の枠だけにとらわれずに、小学校の同一学年の母親によるサークル、交流会といった団体が加わっていけるようにしていただくと非常によいと考えている。

渋谷会長代理： そういうものであるということであるので、他に意見はあるか。

P委員： 前は欠席してしまったので、その後事務局に取材をして、会長、両部会長の調整案も確認させていただいた。まず、コミュニティの関係については、先ほどH委員が指摘したように、今後は様々なグループや団体の数が多くなってくると思われるので、これらをできる限りカバーできる文言にする必要があると考えている。そういう意味では「地域活動団体」という表現であれば、できるだけ多くの、これからたくさん現れるであろう地域の様々な団体を含む表現であるので、この形でのよしいのではないかと考えている。私もPTAを4年間、小・中学校で担当し、現在高校でも担当しているが、5～6年前に比べ、仲のよい母親たちが意識を持って取り組みをしているという話を聞くことが最近多くなってきているので、こういった人たちができるだけ参加できる環境を整えることが地域との協働を進めるうえで大事ではないかと考えている。また、「全ての体系に共通する指針」の「1. 区民等の参画の推進」では、ある情報をどのように普通の区民が共有できるようにしていくかが今後の課題になってくると考えている。先ほどの地域のコミュニティや地域の団体等も含めた、そういった時代の中では情報公開というものが一番必要になってくると

思われる。そこで質問であるが、Q委員とL委員から前回の審議会で、「情報格差が生じないように配慮します」という表現を加えるように提案しているようであるが、これは年齢だとか、機械リテラシーに関係なく情報の格差のないようにという主旨であるのか伺いたい。

渋谷会長代理： L委員、お願いします。

L委員： 私が指摘したのは、区民が、自分の情報がどこまで多くの人に公開されてしまうのかを把握できないと、不安のもとに情報を逆に出せない、言えない事態になってしまうので、どこまで情報公開をして、どの部分を個人情報として保護するのかという基準がなければならないということであった。それがなければ、私たちは情報を出していくことに対して抵抗があるので、その部分についての文言が欲しいと提案したのである。

渋谷会長代理： まず、「地域活動団体」については、先ほどの議論における了解でよいか。そして今、議論は、情報共有化に移っているが、これについてはいかがか。意見があれば発言していただきたい。

J委員： 「情報格差が生じないように配慮します」という言葉は、L委員が指摘された意味と異なっているのではないか。この言葉は一般に、インターネットや、情報通信、IT を使いこなせない人たちが被る情報の格差として使用されるものと思われる。L委員が指摘した内容を反映する文言ということであれば、個人情報の保護、もしくは情報公開ガイドラインといった話になるのではないか。

渋谷会長代理： 確かに、情報格差というとJ委員が発言されたような面を指すことが多いが。

J委員： デジタル・デバイドとか、そういうものではないのか。

渋谷会長代理： これは修正した方がよいか。

H委員： 会長、両部会長には申し訳ないが、この案のこの部分は文章のつながりが悪い。「情報格差が生じないように配慮します」というのは、J委員の指摘のとおり、L委員の指摘とは意味が異なる。案の文章を「情報の共有化を図り、情報格差が生じないように配慮します」とすれば、文章はつながる。そして、その後につながる個人情報に関することとは話が異なるのである。「幅広く区民要望等の把握に努め、情報の共有化を図り、情報格差が生じないように配慮します」とすれば、文章がつながるのではないか。そして、個人情報に関しては、L委員が心配されていることは当然これから配慮していかなければいけないことであるので、この部分は後段に明確に記載すべきである。個人情報の文脈に「情報格差が生じないように配慮します」と書くので、何か個人情報をみなで共有するのかといったニュアンスにとられかねないのである。

渋谷会長代理： 調整案の文章に問題があるようである。指摘のとおりであると思うが、今の発言は、「共有化を図り、情報格差が生じないように配慮します」と「情報公開等にあたっては個人情報の保護に努めます」という2つの文章としてまとめるということによいか。他の委員はいかがか。これによいか。(決定)

それでは他の点はいかがか。Q委員、お願いします。

Q委員： 「地域区民ひろば構想」については、現在、23 小学校区ごとの区の説明会が終わり、様々な意見を取りまとめている段階であると思われる。私は4つの小学校区の説明会に参加したが、大きな問題点として挙げられていたのは、区民ひろば構想が具体的にどうなるのか全くわからないという点である。また、この構想を進めていく流れの中で、例えば区民集会室が廃止されたり、売却が検討されたりしているが、区民からはなるべく売らないでほしい、長崎健康相談所を千早に移転することはやめてほしいといった具体的な意見も大分出ている。部会長・会長の調整案には「構想の理念を基にした」とあるが、理念そのものを明確に区民がとらえられない状況で、具体案として進めるのは難しいとの声が強い。また、運営協議会についても、これは無理ではないかとの声がある。私が問題点として指摘したのは、まず1つは、構想が具体案となったときに、既存の施設がなくなるということ。それから、運営協議会を自主管理・自主運営するのはまだ難しいのではないかということ。この2点が、地域区民ひろば構想については区民の中の問題になっていると私は把握している。さらに、構想の中で謳われている「世代間交流が図れる」という部分についても疑問も出ている。少なくとも現段階では、基本計画のこの位置に記載することは無理なのではないか。

渋谷会長代理： この点に関して、他の委員の意見を伺いたい。O委員、いかがか。

O委員： 前回の繰り返しになるが、豊島区としては世代間交流など「地域区民ひろば構想」の理念がある。それを政策の中で実施していくという方向であるので、「地域区民ひろば構想」を現実に実施するという文章ではなくて、「理念」を基にした方向で政策を実施していくということである。前回と全く同じ話になるが、私の見解としては、豊島区が目指すべき方向性は「地域区民ひろば構想」の中で表現していると考えているので、この「理念を基にした形での新たな地域コミュニティの形成」というものを政策の中で打ち出すことは問題がないと考えている。もちろん「地域区民ひろば」の施策自体は、各地域の現実に合わせながら様々な形で変わっていくとは考えている。現在の計画で想定されている形を押しつけるのではなく、地域と様々な情報交換をしながら、少しずつ地域に合っ

た形に変えていくものであると考えている。つまり、施策としての「地域区民ひろば構想」と、その理念は、混同しないようにした方がよい。私はこの文章でよいと考えている。

渋谷会長代理： 他の委員はいかがか。

G委員： 23 小学校区ということは、校区に1つ、23 施設つくるということか。そうであるとして、既存の施設を活用するのであれば、それらを組み込めるだけの施設があるかどうかは疑問である。例えば、ことぶきの家と子どもの児童館は、現在でも大抵セットになっている場合が多いので、3つ程度であれば可能な気もするが、5つ組み込めるような施設が23 小学校区にあるのかどうかは疑問である。

渋谷会長代理： 事務局、お願いします。

事務局： 確かに23 小学校区に現在、ことぶきの家があるわけでもなく、児童館があるわけでもない。そこで、既存のことぶきの家等の施設の、例えば1つの部屋を子育てのためのコアのスペースということで利用したり、また時間によって「活動ひろば」であったり、「学習ひろば」に転用するなど、目的を決めない口癖的なものを配置して、学校の部分は除くが、その中でこれらの機能を確保していこうという考え方である。基本的には23 小学校区に「いきいきひろば」「子育てひろば」等の5つの機能は既存の施設のスペースを活用して設けていくという考え方である。

G委員： そうすると、施設を我慢して使うという感じになりそうな気がするが。時間的な制約やスペース的な制約が発生しそうな気がするが、これは仕方がないのか。

渋谷会長代理： ここは、「施策の方向」であるので、具体的な「地域区民ひろば」がどうなるのかについては、この下のレベル、事業モデルのレベルの問題である。事業についても現在進行中なのでリンクされているということかもしれないが、ここでは、一応「理念」ということで、先ほどO委員が指摘されたように、世代間交流というのが「理念」であるということについて異論はないか。

O委員： 参考資料に記載されていることは、そのとおりであるが、「地域区民ひろば構想」は各小学校区を単位とするので、それぞれスペースも異なり、位置も異なり、現実には様々な形で地域ごとに格差が発生する。しかしながら、それを区から一定の基準で統一するように進めるのではなく、区民同士が意見交換を行ないながら、先ほどG委員が指摘されたように、スペースが単に減少するだけでは困るということであれば、5つの機能をどのように調整していくかについても議論していけばよいのである。駒込は駒込で、南長崎では南長崎で、個々に議論していく必要がある。

このように個々に議論していくということについては、政策の中でしっかりと議論しておかなければならない。地域間の格差の話进行全面に出してしまうと、構想の理念、豊島区がこの「地域区民ひろば構想」の中で進めようとしていることが根本的に否定されてしまう。理念自体はこの構想に基づいてよいのではないかと私は解釈している。例えば、私の住んでいる富士見台小学校区では、「このスペースは間仕切りが少ないので音がうるさくて困る」ということはとても大事なことであるので、注意して機能配分をしてほしいという意見になる。ここについてはもちろん区民の利用者の意見を十分に聞いた上で進めなければいけない。しかし、参考資料に記載されている機能的なこと、理念的なことについていえば、恐らく豊島区がこの構想をしっかりと進めていけば、新たな地域コミュニティが形成されると私は捉えているので、この文章の形で「理念を基にした形の地域コミュニティの形成」というのはよいと解釈している。個々の具体例については、詳細に詰めていかなければならないということは十分認識しており、私も同感である。安易にすべてよいとは言いたくないが、「理念を基にした」ということであるので、豊島区が目指すことが根本的に違うということであれば、またもう一度議論をやり直す必要があるが、私はこの「地域区民ひろば構想」の中でやろうとしていることは、恐らく次の新しい地域コミュニティの形成にはつながると考えている。

渋谷会長代理： 他の委員のご意見は。

L委員： 前回の議事録を拝見したがわからない部分があるので教えていただきたい。「地域区民ひろば」の参考資料には、小学校ごと、5つの機能などの方法論が多く記載されており、ここからうかがえる理念というのは「世代間交流を図ります」程度である。ここでは、この方法論ではなく、理念を掲げようとしているのであるから、理念が優先されて方法論が変化するという主旨はよいが、理念が何なのかをもう一度確認させていただきたい。

事務局： 最終的に「地域区民ひろば構想」が目指すものは、やはり地域のさまざまな主体による自主的な地域づくりが可能になるということである。これが最終的な「地域区民ひろば構想」の目指す方向と理解をしている。

渋谷会長代理： 最終目標が、自主的な地域づくりということか。

O委員： もう少し丁寧に説明すべきである。せっかくよいことを実施しようとしているのであるから、その熱意を話していただかないとこの構想の主旨が伝わらないのではないかと。自信持って発言していただきたい。

事務局： 大変失礼した。地方分権の時代で、国から地方へという流れの中で、基

礎的な自治体である豊島区においては、より地域住民に近い形で地域づくりが進められるということが一番必要なことだと認識している。そこで、地域の住民で話し合いをして、方針を決めたり、あるいは先ほどの委員からも指摘いただいたように、地域区民ひろばの運営をしたりすることを提案している。また、施設面の運用をどうするかについても区からこれまでのように一方的に、言葉は悪いが押しつけのような形で決めるのではなく、地域住民の自己決定、また自己責任も発生するかもしれないが、そういった形で地域住民に話し合っていたら、地域の課題、例えば子どもの問題、高齢者の問題などについて、区と連携をして、福祉の向上に努めていくという考え方が基本である。

Q委員： それは「地域活動団体の連携を図り、地域コミュニティの形成を進めます。さらに、このような地域コミュニティが、新しい地域の力として、地域のさまざまな課題に取り組める態勢を整備します」ということなのではないか。今の文言は「地域活動団体の連携」の文言を読み上げたものである。「地域活動団体」については本当に広く考え、様々な人や団体が、地域のコミュニティについて様々なことを行っていくということであれば、で十分なのではないか。「地域区民ひろば」は区が目玉として掲げている政策のため、これに少しとらわれてしまっている表現になってしまっている。こそが「地域区民ひろば構想」の理念なのではないか。世代間の交流や地域コミュニティのことも含めて、区民ひろばにおいて、運営協議会などにより実施していくのであれば、の表現だけで十分なのではないか。とは重複しているので、私はの表現の方が明確であるので、こちらを採用すべきであると考えている。

渋谷会長代理： この点、いかがか。他の委員の意見はあるか。

子ども家庭部長： 3月までこの「地域区民ひろば」について構想を練ってきた者として一言申し上げる。は区内を23の地域単位に分け、地方自治体の中に新たな自治単位を設けていくという地域割りの話である。は、例えば子育て支援ネットワークや高齢者の介護のためのネットワークなど、課題別のつながりについての話である。は、自治の1つの原点を新たにつくっていくことを地域づくりの基礎にするということが中心となっている。当然、そこにはいろいろな団体のつながりはある。は課題別、テーマ別のつながりであり、基本単位をつくるという点ではは強調していく必要があるという認識で、今回は「地域区民ひろば」を提起していると理解していただければと考えている。

渋谷会長代理： 言葉の上ではわかりにくい部分が、説明を聞くと見えてくる気がする。

H委員： Q委員から、運営協議会の問題が指摘されたので思い出した点が1つあ

る。5月に、40代くらいの女性20人くらいが集まる小さな会があった。そのときに私は地域区民ひろば構想について紹介をしたら、「そういった構想はよいが、おそらく地域のボスが協議会を仕切ってしまうと、私たちは何もできない」と指摘していた。これは、重大な指摘である。先ほどQ委員が、運営協議会のあり方に1つの成否がかかわるということ指摘されたが、私も賛成である。そして、運営協議会を強固な組織にしてしまうと新規の人が入りにくくなってしまう。しかしながら、地域活動団体が多様な緩やかなものであるとすると、さまざまな主体が入ってきて、今度は組織の主体が不明確になってしまう。つまり、この構想には全く相対立する概念が混在しているのである。地域住民の様々な要望を生かし、しかも外国人とも共生していきたいということになると、実に複雑になってしまい、何をやろうとしているのかがわからなくなってしまふ。また、彼女たちはもう1点疑問を持っていた。「この構想では、自分の住んでいる小学校区以外の地域で、自分が参加したい活動があった場合にそこには参加できるのか。それはできないのか。」という点である。このように概念もまだ共有されていない現段階で、本質的な部分の問題解決は難しい。ただし、この構想を否定するのではなく、せっきやく区が企画し、それを形成していこうとしているのであるから、よりよくこの構想がより機能するようにするためにどうしたらいいかという方向で考えていくべきではないか。O委員が指摘された主旨もこういったことなのではないか。せっきやく理念があるのだから、それを生かす方向で考えていくのが、あるべき姿なのではないか。逆にいえばこういう問題があるということのを先に抽出しておくことが重要なのではないか。情報の共有化や情報の格差をなくすという話があったが、区議会でどういう議論がされているのかは私は全く知らないで、区会議員と一般の区民とが全く同列にいない。まずこの部分の格差をなくしていただかなくてはならない。区議だけのための豊島区ではない。何回も申し上げるが、区民あつての区議会なのである。その部分を間違えないようにしていただきたい。しかしながら、「地域区民ひろば構想」はユニークでよいと考えている。ただし、まだ概念、イメージが明確でないので、様々なところで手直しを加えていかななくてはならない。あまり強固に案をつくってしまうと、後で工夫の余地がなくなってしまうので、緩やかな方向にまとめおく方がよいと考えている。

渋谷会長代理： 他の委員はいかがか。

I委員： 私の経験で言うと、町会のボスが取り仕切って、祭などで酒を飲んでい
るとするのは1つの地域社会の特性なのである。それは新住民と旧住民

の対立、世代の対立、趣味の対立といってもよい。また、コミュニティという言葉自体をどうして日本語でなく、コミュニティ、コミュニティと頻繁に使うのか。これを行政当局が使うことには、私は賛成ではない。共同社会でよいのではないか。終戦直後は村八分ということがよく言われたが、そういった封建的な関係から何とかもっと近代的な人間関係を構築しようとしてきたわけである。そのときの一番のポイントは、「踊るあほうに踊らぬあほう」ということで、踊ることも自由であり、盆踊りの輪に入るのも自由であるが、踊らないこと、離脱することも自由であることが重要なのである。参画を強制すると非常に反発が出やすい。特に都会の共同社会では、参加してもよいし、離脱してもよいという気楽な自由な関係が大事なのである。昔の村社会の原理をコミュニティとって強調すると、地域ボスということが言われてしまうのである。相互扶助の考えでは村的な原理が大事なのであるが、もう1つの社交という観念がある。趣味などはあまり人のプライバシーに立ち入らずに、楽しく、例えば碁をやるのでも、将棋をやるのでも、かるたをやるのでも、スポーツをやるのでも、それは趣味の範囲でつき合っていくということも都市の1つの特性なのではないか。これを多様化していくということなのではないか。あまり1つの形、色彩で統一しようとすることは私は間違っていると考えている。

渋谷会長代理： その先はどうしたらよいのか。今問題になっているのは であるが、I委員の話は全体にかかわるような気もする。 はどうか。一応、区の政策としてこの構想が出ていて、具体的な施設については様々な議論が必要であるが、理念ということについてはこのままだもよい気がするがいかがか。

J委員： 私は現状の案でよいと考えている。実際に説明会の現場などに参加された区議会議員は、区民の声として戸惑いがあることを聞いているかもしれないが、実際には豊島区にコミュニティがあるのかといえ、それは私は疑問に思っていて、ないものをこれから構築していくというのであるから、住民が戸惑うのは当然なのではないか。戸惑いながら構築していくしかないので、私はこのままでよいと考えている。

渋谷会長代理： このままでよいという意見があったが、他の委員はいかがか。

N委員： 「地域区民ひろば構想」の理念については様々な委員から指摘があったが、ここでは内容を限定して「地域区民ひろば」の実現を政策として立てるわけではないので、 は必要ではないかと考えている。また、「地域区民ひろば構想」という名称は、新藤宗幸先生の近隣住区理論を思い出させるが、地域にある政治的な争点が国レベルまで反映しづらかった今までの流れ

を見ていると、やはりある程度コンパクトな枠、今回は小学校区単位ということであるが、こういった地域の単位である程度議論をして、そこでの争点が区や都、できたら中央でも議論されていくような政治がこれから望ましいのではないかと考えている。そのためには、ただ単に区民に「近隣住区理論」を振りかざしても仕方ないので、1つの切り口として「地域区民ひろば構想」というものを用いて問題提起をするという手法はよいと考えているので、はこのまま存続されてよいというのが私の感想である。もう一点は、前は「全ての体系に共通する指針」の部分にコミュニティの話が盛り込まれていたが、委員の指摘により「地域づくりの方向」、分野別体系にシフトしているが、事務局は委員に言われたので移したということではなく、それなりの自身の哲学があって、地域コミュニティの形成を「全ての体系に共通する指針」から分野別体系に移されたと思われるので、その辺の哲学、理念について伺いたい。というのは、現代は、戦後のいろいろな地域活動団体が崩壊し始めており、ばらばらの個というのがむき出しになってきがちな世相である。その中では、やはり町会や子ども会というものも活発に活動していったほうがよいと考えており、そういった団体が存在して、育まれて、そして次世代へ引き継いでいかれる、いわゆる世襲の義務も大事であるというのが私の考えである。全体の体系から分野別にこのテーマが移されたことによって、今まで日本が伝統的に培ってきた中間団体が自由競争にさらされ、生き残った団体だけが地域活動団体としてその地域を支えていくというのはいかなるものかと考えている。やはり伝統的な町会や長寿会、高齢者クラブ等が存在し続けていけるような対応も必要なのではないかという意味で、全体から分野別に移されて、この点が弱くなったとしたら困るという思いがあるので、この点について説明をいただきたい。

事務局： 共通の体系から分野別体系に移した1つの考え方としては、分野別体系であると、政策・施策・事務事業の体系を組んでいけるということがある。区が現在進めようとしている「地域区民ひろば構想」を、実際の施策事業について体系化を図る意味では、分野別体系にあった方がふさわしいと判断したということである。ただし、共通の体系「2. 新たな区政運営システムの確立」において「参加・協働型の地域経営の推進」という項目をたてているので、共通の体系においてはこちらで、地域活動団体との協働を今後も基本に据えていくという考え方を担保している考えである。

渋谷会長代理： これは会長・部会長案であるので私自身の理解を申しあげる。「全ての体系に共通する指針」においてコミュニティを議論する場合は、N委員が想定されている、どちらかという堅い、しっかりとした団体、コミュニテ

ィが想定され、それは当然全体に対して共通してベースになるものである。ところが、I委員が指摘したように、参加するのもしないのも自由であるという、どちらかというやわらかいコミュニティからまず出発すべきであるという発想があり、この場合、参加しない人もいるわけであるので、全体に共通する指針に盛り込むのはふさわしくないと判断した。全員が参加するのであれば、共通の指針に盛り込むところであるが、まずはどちらかというやわらかいコミュニティから組み上げていって、それがしっかりしてきた段階で、共通の指針のほうに移行していくというイメージで、まずは分野別体系に移したというのが、私個人の考え方である。

H委員： 「地域コミュニティの活性化」にある「新たな地域コミュニティ」の「新たな」は、若い人の心配を考慮すると、ここは「新たな」ではなく「開かれた地域コミュニティ」といった表現の方がふさわしいのではないかと。

渋谷会長代理： 「新たな」にかえて、「開かれた」とするということか。

H委員： もう少し開放的な、自由な雰囲気表現していただきたい。

渋谷会長代理： 他の委員はいかがか。「新たな」を「開かれた」と変えたほうが、これまでの議論からするとよりふさわしいのではないかとという提案であるが。

M委員： H委員の提案に賛成である。「開かれた」という表現の方が「地域区民ひろば構想」の理念をイメージするにはふさわしいと思われる。ただし、基本計画の文章は誰が読んでも理解できる文章でなければならない。例えば「開かれた地域コミュニティの形成を支援します」という形の結論はよいが、「地域区民ひろば構想の理念を基にした」という部分は、前提を理解していない人読んだ場合は、意味がわからない。この点で甚だ疑問は残るが、豊島区独自の基本構想ということで「地域区民ひろば」の理念がある程度理解されているという前提に立つのであれば、この文章でよいと考えている。あまり細かいことは言いたくないが、これが私の意見である。

渋谷会長代理： 文言はとりあえずこのままでよいということである。他にいかがか。

J委員： M委員の指摘のように、私も審議会に参加しているので趣旨を理解することができたが、突然、地域区民ひろばでコミュニティつくると言われると全く理解できない。施策の方向としては正しいとは考えているが、区民への説明を相当努力して行わなければならないのではないかと。長い期間かけて浸透させる努力をかなり行わないと、区民に理解してもらうことは難しい。この案の文言を変えるべきという話ではないが、相当PRし、浸透させる努力は必要である。

渋谷会長代理： その点は事務局をお願いしたいところであるが、おおむね意見も出たようであるので、この点については「新たな」を「開かれた」に修正することによってよいか。(決定)

では、この形で修正を行う。他の点はいかがか。前回から修正した点に関しては以上である。それでは、この項目に関しては、以上で各委員の合意をいただいたということで決定させていただきたい。

Q委員：一言だけ申し上げる。「地域区民ひろば構想」は豊島区らしさではあるかもしれないが、区民が理解していない段階で、本当に基本計画のこのレベルに盛り込む話であるのかという点については改めて指摘させていただきたい。この部分については目指している方向についてのみ記載し、この下のレベルで「地域区民ひろば構想」といった文言がでてくる方がふさわしいのではないか。やはりこの点に疑義があるということについて一言申し上げる。

渋谷会長代理：今の点については、議事録にしっかり残していただき、今後の議論に反映させていただきたい。若干の修正を行ったが、この案で決定ということでよろしいか。(決定)

それでは次に、全ての体系に共通する指針の「2. 新たな区政運営システムの確立について」の審議をお願いしたい。それでは、事務局から説明をお願いします。

(2) 全ての体系に共通する指針「2. 新たな区政運営システムの確立」

事務局：<資料 15-3 に沿って説明>

(資料修正) (1)「公共サービスの提供方法の見直し」

「・・・積極的な民間活力の活用するなど」「・・・積極的な民間活力の活用を図るなど、」

(1)「説明責任の徹底」

「情報公開を一層推進し、」「情報公開を徹底し、」

渋谷会長代理：それでは審議をお願いしたい。この部分は本日、初めて紹介されたものであるので、意見を自由に発言していただきたい。

Q委員：まず質問であるが、「(1)参加・協働型地域経営の推進」の2行目に「区の役割を明確にし、区民、地域活動団体、事業者等との協働による地域づくりを推進します」と記載されているが、「区の役割」とは何なのか。

事務局：これまでは公共サービスの提供を主に行政が担ってきたが、分権の改革が進み、また、地域での様々な活動団体や民間企業が公共サービスの提供者になってきている状況にある。こういった動きを背景に、本来的に行政、区が行うべきものは何なのかということを改めて事業の目的、施策の目的から検証をする必要があるという意味合いである。

Q委員：具体的な施策ではどうなのか。例えば保育、福祉ではどうなのか。この場は全般的な区政運営の話であるが、どういうものを区がやるべきだと

考えているのか。

事務局： 基本的には、住民福祉の向上が最終的な目的になるわけであるが、仮にこれまで区が事業を担っているものであっても、民間、あるいは区民同士の相互扶助で担えるものもあるといった観点から見直しをしていくということである。具体的にどの分野でこういった事業がということをごここで例を挙げて申し上げるのは難しいが、例えば保育の話では、保育所の運営等に株式会社が参入できる体制にもなっている。こういった状況の中で、区が本来的に行うべきものは何なのかというのを改めて検証する必要があるということである。

Q委員： これまで区が担っていたものを民間にまかせるということは確かにあるが、民間にまかせたとしても区が責任を持つべきこともあると私は考えている。この考え方でいくと、すべてのことで同じ責任や同じ役割ということにもなりうるが、その辺について区は何を基本に考えているのか。

事務局： 確かにすべて行政が責任を放棄し、民間等に丸投げをするという意味合いではない。例えば、民間委託をする場合は、そのサービスについてのすべての責任が民間にあるのかと言えば、そうではない。やはり区にも責任が当然のことながら残る。経費的な問題を考えても、そういったことはある。

渋谷会長代理： 他の委員から意見はあるか。

G委員： 質問であるが、(1)の文言に「計画の策定、施策・事業等の実施にあたって」という部分で、「地域の人材、情報、・・資源を活用」というのはわかるのが、「歴史の活用」というのは具体的にどういうものなのか。

事務局： 事務局で案を作成した際にも、この言葉だけが突出してしまっているという印象は正直持っていた。考え方としては、地域性という意味合いを出したかったということである。

G委員： わかりました。

E委員： この案には、「効率」という言葉が3度ほど記載されており、やや目につく。効率化が必要であるという状況にあることは理解できるのであるが、わざと「効率」という言葉を繰り返しているのか。「健全」といった表現の方がやわらかい感じがするのではないか。「効率」を強調したいという気持ちがあったのか確認させていただきたい。

事務局： 「効率的」を強調したかったという印象は特には持っていない。また、単に効率的にすればいいという問題でもないと考えており、当然、公共サービスの水準をいかにするべきかが重要である。単に効率のみを求めてもいけないという認識は持っている。

渋谷会長代理： 「健全な」というのは、どれを変えたらいいのか。

- E委員： あまり「効率」を全面に出すと、気になる人もいるのではないかという印象を持っただけである。3回も繰り返されているので、最後の「効率的な」などは「健全な」、「円滑な」といった表現に変えてもいいのではないかという印象を持っている。必要な心配ではないかもしれないが。
- L委員： 「効率化」についていえば、「公共サービスの提供方法の見直し」の中の「効率化」をできれば変えていただきたい。その理由は、公共サービスが区による提供から、できる限り積極的な民間活力の活用へとというようにシフトして、民間の負担が増えるような形があり、なおかつ根本的なサービスについても手を入れなければならないときに、「効率化」と言われると、「効率化」したいのは誰なのかという気が区民の側からすると感じられる。「効率化」の3つのどれを削るかという意味では、ここの「効率化」をもう少しプラスの方向に進めるという感じの言葉になるといいのではないかと考えている。
- 渋谷会長代理： (1) の「効率化」が若干問題ではないかということであるが。
- O委員： 私もL委員の意見に賛成である。先ほどの事務局の説明にも少し疑義があるのだが、公共サービスの提供方法を見直すということは、効率化のために見直すのではないということを明確に示しておかなければならない。それから、先ほど事務局が「参加・協働型地域経営の中での区の役割」について話をされたが、果たしてそれでよいのかという思いがある。さきほど「役割」として発言された内容は、区の「仕事」なのではないか。「仕事」をどちらがやるのかという話でくくるのではなく、参加・協働型地域経営の中での区の役割とは、他のところにしっかりとあるのではないか。例えば、コーディネートをして質を高める、その責任を持つといったところである。先ほどQ委員も指摘されたが、やはりそこに区の役割があって、うまくコーディネートをすることによって区民や地域活動団体や事業者が、自分たちの活動がより豊島区の中で生かされていて、幸せが求められるということにつながってくるようにすることなのではないか。その責任を区が持って、この地域経営を推進していかなければならないのではないか。ある仕事をどちらが担うのかという割り振りを区が行うのではなく、そこをコーディネートするというをここにしっかりと記載しておかないと先に進まないのではないか。この点について、もう一度答弁をいただくか、または再考していただかないと、恐らくこの先に議論が進んだときに方向性が狂ってってしまう気がする。この点を明確にするのであれば、ここに明確に書くべきだと考えているが、もし記載しないで「区の役割を明確にし」という言葉で表現するのであれば、今指摘した点について区全体がしっかりとした認識を持

って進まないとおかしなことになってしまう。

渋谷会長代理： 区の役割には、コーディネートも入るということであるが、この点について、事務局の理解と異なるということか。

〇委員： もう一度言うが、特に「参加・協働型地域経営」の中での区の役割なのである。

事務局： 〇委員の指摘のとおりである。先ほどの説明については撤回させていただく。

渋谷会長代理： それでは、この「区の役割」という部分はこのままでよいのか、それとも変えていくのか。

〇委員： その点については、本日どのような答弁をいただけるかはわからないが、もし、この文章を事務局案として提出されるのであれば、今指摘した点をきちんと認識して、答弁をいただいた上で先へ進めたいということである。区の役割について、どういう役割が必要かということを議論するのは、この審議会の仕事ではない。区側はこの役割をこの審議会に預けてよいのか。

事務局： 指摘いただいたように、「参加・協働型の地域経営の推進」という部分では、区がすべて直営で行うのではなく、〇委員から指摘いただいたように、地域住民、あるいは活動団体がうまく活動できるようにコーディネートしていくという役割が重要であるという認識である。

Q委員： 私が最初にこの案の「区の役割」という表現を見たときに、なぜ、民間委託をしたとしても区が責任を持つべきであると考えたかということ、次の文章に「公共サービスの提供にあたっては、区による提供から、できる限り区民等との協働によるサービス提供などへの転換を図ります」と記載されているので、今まで区がやっていたことをなるべくやらないようにするという意識が前面に出ているように受け止められたからである。また、E委員、L委員が指摘されたが「効率化に努めます」という文言があると、区が今まで税金で実施してきたことをやらなくなるというようにとらえられるので、コーディネートという表現でもまずいと考えている。コーディネートだけでなく、公共サービスの水準と責任をどのように果たしていくのかについても考えていかないと、結果的に水準が下がっていくことになるのではないかと懸念している。もし、「区の役割を明確にし」という記載をして、この役割がコーディネートであるというのであれば、「公共サービスの提供方法の見直し」の部分は抜本的な変更をさせていただかないと困る。協働型地域経営は区民からの発意があってこそ成り立つものであるのに、この表現では、区からどんどん下に押しつけるものになってしまうのではないかと懸念している。

H委員： 私も同様の意見である。公共サービスの部分に「効率化」という表現を用いると、何か手抜き、お金をなるべく使わないというイメージを与えてしまう。低廉な費用で効果的であればよいことなので「効率」という言葉自体には否定的な意味はないが、公共サービスという部分で「効率」という言葉を安易に使うと手抜きと受け取られやすいのである。「公共サービスの提供にあたっては」と記載されているが、これは商人が提供するサービスと異なり、公共サービスは、納税者に対する行政が果たすべき責任なのである。公共サービスは付加的に区民が享受できる特別な権利ではないので、「区による提供から」という表現は問題がある。事務局の説明にもあったが、「公共サービスの提供にあたっては、区の責任において区民等の協働によるサービスへの転換を図る」ということであれば、意味がわかる。やはり公共サービスは行政の重要な業務の1つであるので、これを放棄するような、あるいはそこから脱落しようとするような姿勢は好ましくない。例えば、保育所の充実は、区民に対する重要な公共サービスであるが、それを民間委託してしまえばよいということではないということについて、事務局の説明にあったような内容をしっかりと記載しておくべきである。ただし、「効率」という言葉にかわるよい表現はなかなか思い浮かばない。

E委員： 「転換」の他、「効率」が3つ、「成果とコスト」といった表現のコンビネーションが誤解されやすく、行政が手を引いていくイメージになっているのではないか。文言を変えていくと、趣旨がより伝わるのではないか。

Q委員： 全体としてE委員が指摘されたトーンになっている。タイトルでは「運営」となっているが、最後の方では「経営」という言葉に変わってきている。また、「成果とコストの観点から見直し、効率的な行政運営」という表現であると、弱者切り捨ての部分がどうしても出てくる。これは本当に気をつけないといけない点である。また、「民間の経営手法、経営感覚を執り入れた行政経営」となっているが、私も民間を全て否定するわけではないが、民間は利益を求めて活動するものであるが、行政はある程度、儲からなくてもやらなければならない部分がある。例えば、H委員が指摘された保育などは、本当に質のよいサービスを提供しようとすると、人手がかかり、場所がかかるものである。また、途中で経営難で営業できなくなってしまっても困る話であるので、継続的な運営も保証されていなければならない。ある程度の税金を投入しなければ、保育園に子どもを預けるためには莫大な費用がかかってしまう。これを親に、例えば1割でも、2割でも負担してもらうという形になっていくと子ども

もを預けて働くことができなくなってしまう。それでも、働かざるを得ない状況はあるので、人手の足りない保育施設に預けることになってしまい、結果として死亡事件が起きてしまうといったことにつながってしまっているのではないかと。つまり、行政は責任があり、区民が幸せに暮らして住み続けられるためにどうするかという感覚は常に持っていただきたい。その点での責任は最後まで行政にあると私は考えている。単なるコーディネーターになってほしくないという点を強調しておきたい。

Ｊ委員： 「公共サービスの提供方法の見直し」がネガティブな印象ばかりということであるが、事務局が説明したように、今までのように一方的に区が与えるサービスだけではなく、よりかゆいところに手が届くサービスの提供方法に見直しを図るということをプラスの要因として捉えたらよいのではないかと。その上で、サービスを向上させながら効率化を図っていくという趣旨の文章に変えればよいのではないかと。

渋谷会長代理： プラスイメージの表現を加えるということか。

Ｏ委員： 言葉の表現の問題ではなく、参加・協働型地域経営を進める上で、区がどういう役割を果たすべきかについて、しっかり認識した上で議論を始めないといけないのである。どんな言葉を入れたらよい、区の役割にはこのようなことが必要であるといったことを文言にするという話ではなく、根本的な部分をしっかりしないと参加・協働型地域経営を実施する意味がなくなってしまうということなのである。しかし、区側が先ほど、複数の委員から指摘されたようなネガティブな理由で参加・協働型地域経営を進めようとしているのではないということ、これまでの区議会での答弁を聞いている限り理解できる。効率化だけを求め、仕事を民間にやらせれば楽になるということで、参加・協働型地域経営を打ち出したのではないことは理解している。これは区長の言葉にもはっきり表れている。その部分を今日の審議会で、区の役割をきちんと説明した上で答弁していただきたいのである。参加・協働型地域経営を進めていくというのはおそらくどこの自治体も同じ状況であるのだから、地域の役割、区の役割、自治体の役割を、明確に答弁いただいて、これを推進していくとしていただきたいのである。そうでないと、参加・協働型地域経営を進めるために区の役割は何かという議論になってしまい本末転倒になってしまう。この状態で、この審議会で文言を修正したからといって解決する問題ではないと私は考えているが、他の委員はいかがか。

渋谷会長代理： この案は、本日初めて提出されたものであるため、本日決議をいただくものではない。様々な議論をいただいた上で、次回も議論することも考えられるので、各委員には自由な意見を発言していただきたい。

A委員： 参加・協働型地域経営は、区の行政としてはつらい選択を宣言している
のである。つまり、区が自分の持っている資源のみで、公共サービスす
べてを提供できるのであれば、効率化に努めることはその限りではよい
が、参加・協働型地域経営で、区が責任を取る、区が役割を果たしてい
くというのは、きわめて大変なことある。これを進める上では、明確な
方向性、方策がないと、現状よりもサービスが後退してしまう危険があ
るの確かである。難しいことをやりますと宣言したが、実はやる手段
がないということでは、結局現状よりもサービスの質が低下するという
危険がある。したがって、確かに参加・協働型の地域経営で行う区の役
割、責任を明確にしておくことは非常に重要なことである。これまでの
サービス提供形態であれば、効率的によりサービスを提供するという方
向性で済んだが、自ら提供しないサービス、あらゆる人的資源を最大限
活用しながら行うサービスについては、相当正当性がなければ口出しす
ることはできないので、相当難しい選択をしているのである。この部分
については、かなり煮詰めた議論が必要なのではないか。こういった方
針を出すのは、大胆で重要なことではあるが、考えている以上に難しい
作業なのではないかと私は考えている。

渋谷会長代理： 他の意見はあるか。

G委員： については、事務局が説明されたように、区がやるべきこと、区民が
区に担ってほしいと考える部分は厳然として将来もあるわけなので、提
供主体の転換という表現ではなく、区による提供に加えて、民間の協力
などをつけ加えるという考え方はいけないのか。転換ではなく、参加を
吸い上げていくという格好ではいけないのか。積極的な民間活力の活用
によって、さらなるサービスの充実、あるいはサービスの向上を図って
いくという考え方はできないのか。

渋谷会長代理： できないことはない。当然できることと考えている。

G委員： そういう方向で考えていきたい。そうでないと、何となく区民としては
丸投げされている感じを受けてしまう。サービスの低下といった考え方
になってしまう。民間のよい部分を吸い上げ、さらにサービスがよくな
るといった感覚で捉えていきたい。

渋谷会長代理： 他の委員はいかがか。

G委員： この案は持ち帰って再度検討するのか。

渋谷会長代理： そうである。本日決めるということではない。

G委員： 私と同様の感覚で受け止める区民も多いと思われるので、十分検討して
いただきたい。

渋谷会長代理： 本日、提出されたものを本日決めることは非常に難しいことである。中

身がわからない部分もあるので、とりあえず自由に各委員から発言しておいていただいた方がよい。

I 委員： 豊島区に行っている施策を具体的に経験していくと、実によいこと実施している。これだけよい施策を実施しているのに、どうして言葉尻を捉えられていじめられるのか私には理解できない。先日、知人に紹介されて、東京芸術劇場で「目白三人の会～3つのダンスの世界～」を観覧した。モダンダンスと日本舞踊とクラシックバレエにおいて勲章をもらっているような高齢の女性3人が揃って出演していた。これは、区が助成金を出しているから活動が継続しているのである。落語家は豊島区には大勢いるとは聞いていたが、目白のダンスというのは初めて聞いた。巣鴨の地藏さんも高齢者で有名であるが、目白という高級住宅街には日本におけるダンスの開拓者のような高齢の3女性がいるということを知って私は楽しかった。また、私の自宅の隣が南池袋小学校であるので、先日、校内を見せていただいた。校内の施設は至れり尽くせりで、あまりに至れり尽くせりの小学校であるので、こんなものを造ってよいのかと思ってしまうほどの小学校をつくっている。自由な教室で仕切りもない。また、談話室として、狭い空間で子どもたちが対話するようになっている。そんな空間をつくっても子どもたちはそんなところで談話するのかとおもってしまったが、こういった具体的なイメージを描いた方がよいのではないか。せっかくよい施策を実行しながら、ここの議論は聞けば聞くほど索漠としてくる。これは豊島区だけの問題ではないが、役所は文章づくりに少し時間をかけ過ぎている。そうではなく、もっと街へ出て、一つ一つ自分たちの実施している施策を見聞し、実施している施策に誇りを持っていくべきである。モンパルナスの会も区からの助成金が非常に効果的にメンバーのやる意欲を大いに高めている。これだけよい施策をやっているのに、どうしてこんなにつまらない議論をしているのか、私には正直わからない。区政の効率的運営というのはどこでも言われていることである。財政難なのだから効率的にやらなければならないのは当たり前のことである。最大限アウトソーシングして、効率的な行政システムをつくらなければ、赤字がどんどん膨らんでいってしまうわけである。こうした効率的な行政システムをつくるということと、それが弱者切り捨てになるかどうかということは全く別の議論である。行政運営をもう一度効率的にすることをまず考えなくてはならないのである。その上で、区の役割、要するに公共、地方自治体の役割、自治体のリーダーシップ、あるいはイニシアティブ、コーディネートというものを皆で考えていかなければならないのではないかと。つまり、問題はこういっ

た文章の文言ではない。具体的にやっている施策なのである。

渋谷会長代理： この文章は索漠としているという議論であるが、もう少し花のある文章にさせていただくということでよいか。先ほど申し上げたように、本日の案は、各委員がもう一度持ち帰っていただき、中身を検討していただきたい。次回は森田会長が出席されると思うので、本日の各委員の意見をふまえた事務局修正案を次回提出していただき議論をする。本日は、おむね時間となったのでこの辺で終了させていただきたい。

非常につたない司会で申し訳ありませんでしたが、ご協力ありがとうございました。それでは、事務局から連絡事項をよろしく願いいたします。

事務局： 長時間にわたり審議いただき、ありがとうございました。次回の審議会の予定は、6月7日月曜日、夕方の6時半からをお願いをしたい。会場は、議員協議会室を予定している。開催通知については、後日送付させていただきます。連絡事項は以上である。

渋谷会長代理： それでは、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。どうもおつかれさまでした。

閉会

会議の結果	・会長、部会長により、若干の修正を行うことで、全ての体系に共通する指針「1 区民等の参画の推進」、分野別体系「3 多様なコミュニティがあるまち」について、決定 ・「2 新たな区政運営システムの確立」については、継続審議 ・開催日程 第16回 6月7日(月)午後6時半に決定
提出された資料等	【配付資料】 15 - 1 【共通1 区民等の参画の推進】、【分野別3 多様なコミュニティがあるまち】の修正の考え方 15 - 2 会長・部会長調整案 15 - 3 【共通2 新たな区政運営システムの確立】
その他	